

宮城県国民健康保険運営協議会について

1 宮城県国民健康保険運営協議会の設置（平成29年4月1日設置）

【平成29年度】

宮城県国民健康保険運営協議会は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき設置する知事の附属機関である。

↓ 根拠法の変更

【平成30年度以降】

宮城県国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定に基づき設置する知事の附属機関である。

↓

国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例が平成30年4月1日から施行され、委員の任期が変更された。

2 委員の任期

【平成29年度】

最初の委員の任期は、平成29年5月25日から平成30年3月31日までとする。

↓

【平成30年度以降】

委員の任期は、3年とする（平成30年4月1日から平成33年3月31日）。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

3 組織（変更なし）

宮城県国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険を代表する委員をもって組織する。

4 国民健康保険運営協議会で審議する事項（改正国保法第11条）（変更なし）

国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、

- (1) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項
- (2) 都道府県国民健康保険運営方針の策定に関する事項
- (3) その他重要事項